

対象問題集：『問題の学習』

令和5年7月1日改正法施行のため、下記内容の変更を願います。

● 項目2

▶ 「問11」を以下のように変更します。

直面の信号が赤色の灯火で、同時に青色の矢印信号が左へ出たときは、自動車や一般原動機付自転車は矢印の方向へ進行できるが、特定小型原動機付自転車や軽車両は進行してはならない。

● P.11

▶ **難問解説** 「問11」を以下のように変更します。

問11－左の矢印信号であれば特定原付や軽車両も矢印の方向へ進行できる。

▶ **Point** **ここがポイント** 「① まちがえやすい信号機の信号の意味」の1行目及び6行目を以下のように変更します。

青色の灯火……………車（特定原付と軽車両、二段階右折の一般原付を除く。）は直進、左折、右折できる。

（中略）

矢印信号のときは、二段階右折の一般原付と特定原付、軽車両は右折することはできない。

● 項目3

▶ 「問10」を以下のように変更します。



この標識のある道路では、車は通行できないが、歩行者と遠隔操作型小型車は通行することができる。

▶ 「問11」を以下のように変更します。



この標識は、車は通行できないが歩行者と遠隔操作型小型車は通行できることを表している。

● P.16

- ▶ **難問解説** 「問10」を以下のように変更します。

問10—歩行者と遠隔操作型小型車も通行できない。

● 項目4

- ▶ 「問10」を以下のように変更します。

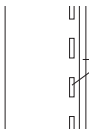
車両通行帯のない道路では、特定小型原動機付自転車や軽車両は左側端を、一般原動機付自転車は左寄りを、自動車は道路の中央寄りを通行しなければならない。

- ▶ 「問18」を以下のように変更します。




この標識のあるところでは、特定小型原動機付自転車と普通自転車以外の車は通行できない。

- ▶ 「問20」を以下のように変更します。

左端  図のような路側帯は、軽車両の通行と自動車の駐停車を禁止している。

- ▶ 「問21」を以下のように変更します。

左端  図のような路側帯は、軽車両は通行してはいけない。

● 項目8

- ▶ 「問3」を以下のように変更します。

特定小型原動機付自転車や自転車のそばを通るときは、歩行者のそばを通るときと同じような注意が必要である。

● P.80 仮免学科試験問題 (B)

▶ 「問 43」を以下のように変更します。



信号機の下か手前の道路の左端に、このような標示板のあるところでは、正面の信号が赤色の灯火であっても、自動車と一般原動機付自転車は左折できるが、特定小型原動機付自転車や軽車両は左折できない。

● P.87 本免学科試験問題解答

▶ 「問 70」を以下のように変更します。

問70 二段階右折の一般原付と特定原付、軽車両は、右折はできない。

- 次の問題文や解説内の「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に、「原付」を「一般原付」に差し替えます。

第 1 段階	項目 1：問 57
	項目 2：問 3 / 11 / 14 / 15 / 16
	項目 3：問 16 / 17
	項目 4：問 10 / 22
	項目 6：問 7 / 8 / 9 / 10 / 11 / 35
	項目 7：問 1 / 7 / 11 / 12 / 14
	項目11：問 5 / 10 / 14 / 19
	項目13：問 1 / 5 / 8 / 11 / 12 / 13
第 2 段階	項目12：問 7 / 8 / 13
	項目17：問 1
仮免学科試験問題 (A)：問 37 / 41 / 50	
仮免学科試験問題 (B)：問 2 / 15 / 34 / 43	
本免学科試験問題 : 問 6 / 19 / 71	
本免学科試験問題解答：問 19 / 70	
P.7 / 11 / 16 / 26 / 29 / 38 / 41 / 66 / 74 → ページ内の対象全て ※ただし、「原付免許」はそのまま。「一般原付免許」にはしません。	

- 以下の箇所については従来通り「原動機付自転車」又は「原付」の記載のままとします。

第 1 段階	項目 1：問 1
	項目 2：問 12
	項目 5：問 9 / 11 / 12
	P.21
	P.38  Point ここがポイント
第 2 段階	項目15：問 7
	P.69 (2ヶ所)